

女性活躍推進法(国の基本方針)と第3次新潟市男女共同参画行動計画にもとづく施策

| 国の基本方針に掲げる施策(国基本方針第3部に記載)<br>(国、地方公共団体の施策)                                | 第3次新潟市男女共同参画行動計画における施策<br>(【具体的取組】)  | 事業<br>No. | 具体的な事業  |
|---|--|-----------|---|
| 1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置   |  |           |   |
| (1)女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む<br>企業に対するインセンティブの付与                          |  |           |   |
| ①女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業<br>の認定<br>⇒ 一般事業主行動計画を策定・届出した事業所についての<br>認定等 | (本認定は国の事務)   |           |   |
| ②公共調達を通じた女性の活躍推進  | <p>目標2(2)①企業・団体・地域等への女性の参画拡大についての啓発(P24)</p> <p>●男女共同参画に積極的に取り組む企業に対し、市の入札等における優遇策の<br/>拡充について検討します。(契約課、技術管理センター技術管理課、男女共同参<br/>画課、行政経営課)</p>   | 1         | <p>・入札における優遇措置</p> <p>(男女共同参画に積極的に取り組む企業に対し、市の入札における優遇<br/>措置を実施)</p> <p>≪内容≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→建設工事総合評価方式の総合評価点を加算</li> <li>→建設工事入札参加資格審査において、一定の点数を付与</li> <li>→公の施設に係る指定管理者の選定基準において、<br/>ワーク・ライフ・バランスを配慮すべき事項に加えた。</li> <li>→委託業務契約についての総合評価方式等の入札について<br/>ワーク・ライフ・バランスを推進する取組を評価</li> <li>→女性技術者の配置を要件とする入札を実施</li> <li>→建設工事入札について、市のワーク・ライフ・バランス<br/>推進事業者表彰を企業に点数を加算(H30年4月から)</li> </ul> |
| ③企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進等   | <p>目標2(2)①企業・団体・地域等への女性の参画拡大についての啓発(P24)</p> <p>●女性の参画拡大に向けた取組を促進するため、女性の積極的登用や職域拡大<br/>等、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)に取り組む企業の先進事例などの情<br/>報収集・提供に努めます。(男女共同参画課)</p>                                       | 2         | <p>・先進事例の情報収集・提供</p> <p>(女性の登用や職域拡大についての先進事例を収集し、企業での職場研<br/>修会や出前講座などで活用)</p>  |
|   | <p>目標3(1)③企業における女性の活躍に向けた取組や情報開示の促進(P28)</p> <p>●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく事業主行動計画<br/>の策定等の仕組みを活用し、企業における女性の採用・登用や勤続年数の男女<br/>差・長時間労働の抑制等に関する目標設定や取組、これらに関する情報開示を促<br/>進します。(男女共同参画課、雇用政策課)</p> | 3         | <p>・企業における女性の活躍に向けた取組や情報開示の促進</p> <p>(市ホームページにおいて、厚生労働省の「女性の活躍企業データベー<br/>ス」にリンクを貼り、情報提供した。</p>   |
| ④中小企業における女性の活躍推進に向けた取組の促進<br>⇒ 一般事業主行動計画策定への支援                            |  |           |   |
| (2)希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置  |  |           |   |
| ①非正規雇用における雇用環境等の整備  |  |           |   |

女性活躍推進法(国の基本方針)と第3次新潟市男女共同参画行動計画にもとづく施策

| 国の基本方針に掲げる施策(国基本方針第3部に記載)<br>(国、地方公共団体の施策) | 第3次新潟市男女共同参画行動計画における施策<br>(【具体的取組】)   | 事業<br>No.  | 具体的な事業   |
|--|---|--|--|
| ②女性の登用促進のための支援<br>⇒ロールモデルの普及・促進など          | 目標3(2)①女性の職業能力の開発機会の提供(P28)<br>●さまざまな分野で活躍する女性のロールモデルを集積し発信します。<br>(男女共同参画課)                              | 4  | ・女性のロールモデルの集積・発信<br>(情報誌「アルザ」で、様々な分野で活躍しロールモデルとなる女性を紹介する。)   |
|  | 目標3(2)①女性の職業能力の開発機会の提供(P28)<br>●講座の開催等を通じて、働く女性のネットワークづくりに取り組みます。<br>(男女共同参画課)                            | 5  | ・働く女性のネットワークづくり<br>(H28年度は「働く女性の生き方講座」終了後に交流の場を設定<br>H29年度は、ネットワークづくりのための交流会を開催予定)                 |
| ③再就職支援<br>⇒職業訓練や訓練を行う事業主への支援               | 目標3(2)①女性の職業能力の開発機会の提供(P28)<br>●職業に関する知識や技能習得機会の情報を提供します。(雇用政策課)  | 6  | ・職業訓練機関等についての情報の提供<br>(ハンドブック「働く女性のために」により、技能・技術の習得を目的とした各種訓練機関の紹介を行う。)                            |
|  | 目標3(2)①女性の職業能力の開発機会の提供(P28)<br>●職業訓練制度や助成制度の周知に努めます。(雇用政策課)   | 7  | ・職業訓練制度や助成金制度の周知・啓発<br>(ハンドブック「働く女性のために」により、周知、啓発を行う。)   |
|  | 目標3(2)①①女性の職業能力の開発機会の提供(P28)<br>●若年者の就業支援のための情報提供や相談窓口を設置するとともに、さまざまな機会を捉えて職業観の醸成や職業生活への定着支援を図ります。(雇用政策課) | 8  | ・学生就活相談デスクの設置<br>(大学生を対象に電話等相談窓口を設置したほか、首都圏大学の学内企業説明会に参加して出張相談ブースを設置するなど、Uターン情報を提供。)               |
|  | 目標3(2)②再就職や起業の支援(P28)<br>●育児・介護等により一時離職した人への再就職を支援するための講座などを開催します。(雇用政策課、男女共同参画課)                         | 9  | ・男女共同参画推進センター講座開催・情報提供<br>(「再就職支援講座」の開催)   |
|  |   | 10   | ・求人情報誌の配布<br>(ハローワークが毎週発行する求人情報誌を、区役所、出張所、公民館等へ設置・提供する。)   |
|  | 11  | ・マザーズ再就職支援セミナー<br>(ハローワーク新潟と共催で、仕事と育児の両立を支援する制度や法律についての講義、体験談等の紹介を行う。) |  |
| ④起業・創業支援                                   | 目標3(2)②②再就職や起業の支援(P28)<br>●起業をめざす女性に対し、起業の方法や支援制度について情報提供します。<br>(産業政策課、商業振興課、企業立地課、男女共同参画課、中央図書館)        | 12   | ・男女共同参画推進センター講座開催・情報提供<br>(女性の再就職を支援する講座を実施)   |
|  |   | 13   | ・ビジネス支援セミナー<br>(ビジネス支援センターにおいて、専門人材による経営、起業に係るコンサルティングを行うほか、最新のビジネス情報の入手やビジネススキルアップに役立つセミナーを実施する。) |

女性活躍推進法(国の基本方針)と第3次新潟市男女共同参画行動計画にもとづく施策

| 国の基本方針に掲げる施策(国基本方針第3部に記載)<br>(国、地方公共団体の施策) | 第3次新潟市男女共同参画行動計画における施策<br>(【具体的取組】)  | 事業<br>No. | 具体的な事業  |
|--|--|-----------|---|
|  |  | 14        | ・中小企業開業資金<br>(中小企業の開業にあたり、事業活動に必要な資金を貸し付ける。)                          |
|  |  | 15        | ・めざせ！商人(あきんど)事業補助金<br>(新規開業を目指す商売未経験者を対象に、低廉な家賃の店舗を提供し、ノウハウ等を指導する。)   |
|  |  | 16        | ・ベンチャー支援事業<br>(中心市街地及び活性化推進地区に事務所を構える企業に対し、家賃補助を行う)                   |
|  |  | 17        | ・ビジネス支援サービス<br>(起業を目指す人に対して、企業の方法や支援制度について情報提供する。)                    |
| ⑤女性の参画が少ない分野での就業支援                         | 目標3(3)①経営参画のための学習機会の提供(P29)<br>●(農業で)女性が積極的に経営に参画していくための学習の場を提供します。<br>(農業委員会)                               | 18        | ・女性セミナー<br>(農業従事者の女性を対象に、女性が積極的に経営参画していくきっかけとなるような学習の場を提供する。(現地視察など)) |
|  | 目標3(3)②労働環境の整備促進(P29)<br>●農家の家族間で、労働条件や報酬等を文書で取り決め、共同経営者としての地位や役割を明確にし、各世帯員が経営に参画できる家族経営協定の普及促進に努めます。(農業委員会) | 19        | ・家族経営協定の普及・促進   |
| ⑥キャリア教育等の推進                                |  |           |   |
| (3)情報の収集・整理・提供及び啓発活動                       |  |           |   |
| ①女性の職業生活における情報の収集・整理・提供                    | (国の事務 諸外国の制度の研究など)   |           |   |
| ②女性の職業生活における活躍の推進に向けた啓発活動                  | 目標3(1)①男女雇用機会均等法関係法令や制度の周知 P27<br>●男女雇用機会均等法関係の法令や各種制度の内容等についてハンドブックなどを活用して周知します。(雇用政策課)                     | 20        | ・ハンドブック「働く女性のために」による周知<br>(H28年度発行部数 4,000部 市役所窓口、労働関係機関、大学などに配布)     |
|  | 目標3(1)①男女雇用機会均等法関係法令や制度の周知 P27<br>●男女共同参画の視点に立った労働観の形成のための講座などを開催します。(男女共同参画課)                               | 21        | ・男女共同参画推進センター講座開催・情報提供<br>(「働く女性の生き方講座」を開催)                           |

女性活躍推進法(国の基本方針)と第3次新潟市男女共同参画行動計画にもとづく施策

| 国の基本方針に掲げる施策(国基本方針第3部に記載)<br>(国、地方公共団体の施策) | 第3次新潟市男女共同参画行動計画における施策<br>(【具体的取組】)  | 事業<br>No.   | 具体的な事業  |
|--|--|---|---|
| 2職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備               |  |   |   |
| (1)男性の意識と職場風土の改革                           | 目標1(1)③職場における男女共同参画についての研修支援(P19)<br>●各企業が男女共同参画社会の重要性を認識し、主体的に取組を行うよう、出前講座の実施や情報提供など啓発に努めます。(男女共同参画課、雇用政策課)       | 22  | ・出前講座による男女共同参画についての啓発事業<br>(男性の育児休業取得奨励金の申請があった際に、当該事業所内で研修を実施) |
|  | 目標1(3)①男性の多様な生き方・働き方についての啓発支援(P21)<br>●これまでの男性の仕事中心の生き方・働き方や、家事・育児・介護等の女性への偏重の見直し、多様な生き方・働き方についての啓発を進めます。(男女共同参画課) | 23  | ・男性の多様な生き方・働き方の啓発<<再掲>><br>(男性の育児休業取得奨励金の申請があった際に、当該事業所内で研修を実施) |
|  |  | 24  | ・男女共同参画推進センター講座開催・情報提供<br>(「男性の生き方講座(子育て期)」の開催など)               |
|  | 目標1(3)①男性の多様な生き方・働き方についての啓発支援(P21)<br>●男性も子育てに参画しやすくなるための環境整備(ベビーベッド付男性トイレの整備など)を推進していきます。(各課)                     | 25  | ・男性の子育て参画への環境整備<br>(公共施設でのベビーベッド付き男性トイレの整備など)                   |
|  | 目標4(1)③男性の家庭生活・地域活動への参画促進(P32)<br>●男性も家庭生活での責任を分担できるよう、男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。(男女共同参画課、保健所健康増進課、生涯学習センター、公民館)      | 26  | ・男女共同参画推進センター講座開催・情報提供<br>(男性の生き方講座(子育て期)ほか)                    |
|  |  | 27  | ・新潟市男女共同参画課市民団体協働事業 <<再掲>><br>(市民団体からの提案により講演会、セミナー等を実施)        |
|  |  | 28  | ・妊娠・出産・育児に関する講座の中で家庭生活における男女共同参画の必要性について啓発<br>(安産教室や育児教室の実施)    |
|  |  | 29  | ・子育て学習出前講座<br>(小中学校の新1年生の保護者などを対象に専門講師を派遣)                      |
|  | 30   | ・家庭教育学級<br>(家庭教育についての保護者の学習の中で、性別にとらわれない家庭生活での役割や責任について考える機会を設ける) |   |

女性活躍推進法(国の基本方針)と第3次新潟市男女共同参画行動計画にもとづく施策

| 国の基本方針に掲げる施策(国基本方針第3部に記載)<br>(国、地方公共団体の施策)         | 第3次新潟市男女共同参画行動計画における施策<br>(【具体的取組】)   | 事業<br>No.   | 具体的な事業   |
|--|---|-------------|--|
| (2)職業生活と家庭生活の両立のための環境整備                            |   |             |  |
| ①職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備<br>⇒保育施設、放課後児童クラブなどの充実 | 目標4(2)①子育て支援策の充実(P33)<br>●就労する保護者の増加や就労形態の多様化に対応し、子育てと仕事の両立を支えられるよう、延長保育、乳児保育、休日保育、病児保育等各種保育サービスの拡充と質の向上に努めます。(保育課) | 31          | ・保育事業(保育園)   |
|  |   | 32          | ・病児デイサービス事業(いわゆる「病児保育」)                            |
|  |   | 33          | ・障がい児保育事業<br>(保育園で障がい児に対して保育を実施)                   |
|  |   | 34          | ・早朝・延長保育事業   |
|  |   | 35          | ・乳児保育事業  |
|  |   | 36          | ・休日保育事業  |
|  | 目標4(2)①子育て支援策の充実(P33)<br>●放課後児童クラブや子どもふれあいスクール事業等、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所の確保の充実に努めます。(こども未来課、障がい福祉課、地域教育推進課、公民館)        | 37          | ・放課後児童クラブの運営・整備事業                                  |
|  |   | 38          | ・障がい児放課後支援事業<br>(特別支援(養護)学校に通う児童・生徒に放課後活動の場を提供)    |
|  |   | 39          | ・子どもふれあいスクール事業<br>(平日の放課後や土曜日の午前中、小学校の体育館や余裕教室を解放) |
|  |   | 40          | ・青少年の居場所づくり事業<br>(公民館のロビーや講座室を解放)                  |
|  | 目標4(2)①子育て支援策の充実(P33)<br>●子育て中の保護者が育児についての不安や悩みを気軽に相談できる体制整備を進めます。(こども未来課、児童相談所、保育課、障がい福祉課、保健所健康増進課)                | 41          | ・家庭児童相談  |
|  |   | 42          | ・乳幼児育児相談   |
|  |   | 43          | ・地域子育て支援センター                                       |
| 44   |   | ・児童発達支援センター |  |
| 45   |   | ・障がい児相談     |  |
| 46   |   | ・育児相談       |  |

女性活躍推進法(国の基本方針)と第3次新潟市男女共同参画行動計画にもとづく施策

| 国の基本方針に掲げる施策(国基本方針第3部に記載)<br>(国、地方公共団体の施策)                                | 第3次新潟市男女共同参画行動計画における施策<br>(【具体的取組】)   | 事業<br>No. | 具体的な事業   |
|---|---|-----------|--|
|   | <p>目標4(2)①子育て支援策の充実(P33)</p> <p>●保育付き講座や学習会を開催するなど、子育て中の社会参加の機会づくりを進めます。(男女共同参画課、公民館、各課)</p>  | 47        | <p>・保育者養成講座<br/>(市の主催事業に市民が参加する際に、こどもを預かる保育者を養成)</p>         |
|   |   | 48        | <p>・保育者研修・交流会</p>  |
|   |   | 49        | <p>・保育付き講座の拡充<br/>(子育て中の保護者の学習等を支援)</p>                      |
| <p>《介護サービスについて》<br/>(基本指針の「第3部 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策」に具体的な記述はない)</p>     | <p>目標4(2)②介護サービス基盤の整備・充実(P33)</p> <p>●介護を社会的に支援するため、在宅サービス、施設サービスや相談事業など介護サービスの充実を図ります。(高齢者支援課、地域包括ケア推進課、介護保険課、障がい福祉課)</p>  | 50        | <p>・訪問入浴サービス</p>   |
|   |   | 51        | <p>・介護給付費<br/>(障がい者(児)を対象としたヘルパー派遣、通所介護、短期入所など)</p>          |
|   |   | 52        | <p>・特別養護老人ホームの整備</p>   |
|   |   | 53        | <p>・介護サービス利用支援給付事業</p>                                       |
|   |   | 54        | <p>・介護保険事業(会議保険サービスの提供全般)</p>                                |
|   |   | 55        | <p>・訪問指導</p>   |
|   | <p>目標4(2)②介護サービス基盤の整備・充実(P33)</p> <p>●男女が共に介護の担い手になるため、介護についての学習機会や情報提供などの拡充に努めます。また、高齢者本人や介護家族を地域全体で支援するため、認知症に対する正しい理解を啓発します。(高齢者支援課、地域包括ケア推進課)</p>   | 56        | <p>・家族介護支援事業(「家族介護教室」を開催)</p>                                |
|   |   | 57        | <p>・認知症キャラバン・メイト養成事業<br/>(認知症サポーター養成講座の講師役を養成)</p>           |
|   |   | 58        | <p>・認知症サポーター養成事業</p>   |
| <p>《ひとり親家庭への支援について》<br/>(基本指針の「第3部 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策」に具体的な記述はない)</p> | <p>目標4(2)④ひとり親家庭等への支援の充実(P34)</p> <p>●ひとり親家庭等が安心して子育てし自立した生活が営めるよう、児童扶養手当や医療費助成、母子父子寡婦福祉資金貸付などの経済的支援のほか、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関など関係機関と連携しながら、就労に関する支援、住居や日常生活支援など家庭状態やニーズに応じた総合的な相談支援に努めます。(こども未来課、区役所健康福祉課、保護課)</p> | 59        | <p>・日常生活支援事業<br/>(一時的に生活援助、保育サービスが必要になった時に家庭生活支援員を派遣する。)</p> |
|   |   | 60        | <p>・母子父子寡婦福祉資金貸付事業(修学資金等の貸付)</p>                             |
|   |   | 61        | <p>・児童扶養手当支給</p>   |
|   |   | 62        | <p>・小学校入学祝品の支給</p>   |
|   |   | 63        | <p>・母子・父子自立支援員<br/>(支援員を派遣し、身上相談に応じる)</p>                    |

女性活躍推進法(国の基本方針)と第3次新潟市男女共同参画行動計画にもとづく施策

| 国の基本方針に掲げる施策(国基本方針第3部に記載)<br>(国、地方公共団体の施策)      | 第3次新潟市男女共同参画行動計画における施策<br>(【具体的取組】)   | 事業<br>No. | 具体的な事業   |
|---|---|-----------|--|
|   |   | 64        | ・母子向け住宅の入居   |
|   |   | 65        | ・ひとり親家庭等医療費助成  |
|   |   | 66        | ・母子生活支援施設  |
|   |   | 67        | ・母子家庭等就業・自立支援センター<br>(就業相談、パソコン研修、弁護士による養育費の相談等を実施)                              |
|   |   | 68        | ・母子家庭就労支援事業(資格取得の費用の助成など)  |
|   |   | 69        | ・ひとり親家庭交流会   |
|   |   | 70        | ・ひとり親家庭生活支援講習会   |
| ②長時間労働の是正・休暇の取得促進<br>③職業生活と家庭生活の両立支援に向けた企業の取組促進 | 目標4(1)①働き方の見直しに関する啓発(P32)<br>●ワーク・ライフ・バランスの取組が企業にとってもメリットになることを、事業主に啓発します。(男女共同参画課、雇用政策課)                         | 71        | ・ワーク・ライフ・バランス推進の啓発<br>男性の育児休業取得シンポジウム(~H28)<br>企業へのコンサルタント派遣(H26~、毎年度3社)         |
|   | 目標4(1)①働き方の見直しに関する啓発(P32)<br>●ワーク・ライフ・バランスの推進について、経済界や労働団体などの関係団体等と情報共有や意見交換等を行う場を設置し、施策を検討していきます。(男女共同参画課、雇用政策課) | 72        | ・新潟市男女共同参画課市民団体協働事業<br>(市民団体からの提案により講演会、セミナー等を実施)                                |
|   | 目標4(1)①働き方の見直しに関する啓発(P32)<br>●多様な生き方・働き方について、さまざまな機会を捉えてロールモデルの発信に取り組めます。(男女共同参画課)                                | 73        | ・ワーク・ライフ・バランス推進の施策検討<br>(新潟市ワーク・ライフ・バランス推進協議会における意見交換等、毎年度2回程度開催)                |
|   | 目標4(1)②男女がともに働きやすい職場環境の整備促進(P32)<br>●長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進のための啓発を進めます。(雇用政策課、男女共同参画課)                              | 74        | ・多様な生き方・働き方のロールモデルの発信<br>(新潟市男女共同参画推進センターで発行する情報誌アルザでロールモデルを紹介。年4回発行、発行部数1,000部) |
|   |   | 75        | ・ワーク・ライフ・バランス推進の啓発<<再掲>><br>(男性の育児休業取得奨励金の申請があった際に、当該事業所内で研修を実施)                 |

女性活躍推進法(国の基本方針)と第3次新潟市男女共同参画行動計画にもとづく施策

| 国の基本方針に掲げる施策(国基本方針第3部に記載)<br>(国、地方公共団体の施策) | 第3次新潟市男女共同参画行動計画における施策<br>(【具体的取組】)  | 事業<br>No. | 具体的な事業  |
|--|--|-----------|---|
|  | 目標4(1)②男女がともに働きやすい職場環境の整備促進(P32)<br>●育児・介護休業等の取得しやすい職場環境づくりを促進します。(男女共同参画課、雇用政策課)  | 76        | ・ワーク・ライフ・バランス啓発事業<br>(7月～9月末に、市役所分館に「連続休暇でゆとりの新潟」の横看板を掲示)   |
|  |  | 77        | ・男性の育児休業取得促進奨励金<br>(男性が育児休業を取得した企業に30万円(1回のみ)、取得した従業員に10万円を支給。職場内で研修会を開催することが支給の要件。)  |
|  | 目標4(1)②男女がともに働きやすい職場環境の整備促進(P32)<br>●各種の認定制度や表彰制度等を活用し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価するとともに、優良企業へインセンティブを付与します。(男女共同参画課、契約課、技術管理センター技術管理課、行政経営課) | 78        | ・ワーク・ライフ・バランス啓発事業<br>(毎年度実施している「賃金労働時間等実地体調査」の調査項目に「仕事と家庭の両立のための支援制度」についての項目を設置し、啓発を行う。)                                    |
|  |  | 79        | ・ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業へのインセンティブ付与<br>(優良事業所を表彰し、市報にいがたで3回にわたって掲載、市ホームページや市役所本館ロビーでのパネル展示などで周知)<br>※入札等における優遇措置については、事業No.6で掲載 |
| ④柔軟な働き方の推進<br>⇒テレワーク、フレックスタイム制度の普及・促進      |  |           |   |
| ⑤職場の風土改革に効果的な人事評価制度の検討                     |  |           |   |
| (3)ハラスメントのない職場の実現                          | 目標6(2)①セクシュアル・ハラスメントの防止(P40)<br>●セクシュアル・ハラスメントを防止する環境づくりのため、パンフレット等を活用した啓発を進めます。(男女共同参画課、雇用政策課)  | 80        | ・セクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発<br>(セクシュアル・ハラスメント防止リーフレット配布。)  |
|  |  | 81        | ・セクシュアル・ハラスメント防止に関する関係法令の周知<br>(ハンドブック「働く女性のために」を発行。関係法令については18ページにわたって掲載)  |
|  | 目標4(2)①セクシュアル・ハラスメントの防止(P40)<br>●セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口等の情報提供に努めます。(男女共同参画課、雇用政策課)  | 82        | ・セクシュアル・ハラスメントに関する啓発 <<再掲>><br>(相談窓口の情報を記載したセクシュアル・ハラスメント防止リーフレットを配布、市のホームページに相談窓口の情報を掲載)                                   |
|  |  | 83        | ・セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口等の周知<br>(ハンドブック「働く女性のために」を発行。相談窓口については6ページにわたって掲載)  |
|  | 目標4(2)①セクシュアル・ハラスメントの防止(P40)<br>●マタニティ・ハラスメント防止のための啓発を進めます。(雇用政策課、男女共同参画課)   | 84        | ・マタニティ・ハラスメントに関する啓発 <<再掲>><br>(ハンドブック「働く女性のために」を発行。相談窓口については6ページにわたって掲載)  |



女性活躍推進法(国の基本方針)と第3次新潟市男女共同参画行動計画にもとづく施策

| 国の基本方針に掲げる施策(国基本方針第3部に記載)<br>(国、地方公共団体の施策)     | 第3次新潟市男女共同参画行動計画における施策<br>(【具体的取組】)                      | 事業<br>No. | 具体的な事業                             |
|--|--|-----------|------------------------------------|
| 3女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する<br>その他の重要事項        |  |           |                                    |
| (1)国における推進体制                                   |  |           |                                    |
| (ア)事業主行動計画策定の推進                                |  |           |                                    |
| (イ)フォローアップ                                     |  |           |                                    |
| (2)地方公共団体における推進体制                              |  |           |                                    |
| (ア)都道府県推進計画・市町村推進計画の策定                         |  |           |                                    |
| (ア)推進計画策定の必要性                                  |  |           |                                    |
| (イ)推進計画策定にあたっての留意事項                            |  |           |                                    |
| ○庁内横断的な推進体制の整備                                 | ・新潟市男女共同参画推進会議 P59                                       |           |                                    |
| ○地域の実情及び住民のニーズの把握                              | 目標3(1)②女性労働問題の解決への支援 P28                                 | 85        | ・女性の就労意識実態調査(5年毎に実施、次回はH32年度を予定)   |
|  | ●定期的に女性労働に関する実態を把握し、改善策を検討します。(雇用政策課)                    | 86        | ・賃金労働時間等実態調査(毎年実施)                 |
| ○実施時期等の明記                                      |  |           |                                    |
| ○実施状況の点検・評価                                    | ・男女共同参画審議会による事業評価など P58                                  |           |                                    |
| ○公表  |  |           |                                    |
| (イ)相談体制の構築                                     | 目標3(1)②女性労働問題の解決への支援 P28<br>●女性労働問題についての相談を実施します。(雇用政策課) | 87        | ・女性労働問題相談室<br>(社会保険労務士による相談を月2回実施) |
| (ウ)協議会の普及 — 多様な主体による連携体制の構築 —                  |  |           |                                    |
| (エ)国による地方公共団体における推進計画のフォローアップの実施<br>と好事例の情報提供等 |  |           |                                    |